

名古屋高速道路

沿線地域関連公共施設等

整備費用負担のお知らせ

(メニュー助成)

名古屋高速道路公社

1. 趣 旨

メニュー助成は、名古屋高速道路の通過に伴い、沿線学区住民の皆様が整備を要望される公共施設等に対して、その整備に要した費用を公社が一定の限度額の範囲内で負担するものです。

2. 対 象 地 域

当公社が対象とします地域は、名古屋高速道路が通過する小学校区（学区）とします。

3. 負 担 金 の 額

負担金の額は、小学校区（学区）を通過する名古屋高速道路の延長距離に一定の額を乗じて得た金額を限度とします。

4. 対象となる施設

費用負担の対象となる施設は、次のとおりです。

(1) 歩道上の時計塔、彫刻、防犯灯、水飲み場、町内の掲示板等

(2) 集会所、消防団詰所の新築、改築、増築及びその附属施設として
駐輪場、駐車場、倉庫等

なお、集会所、消防団詰所については、名古屋市の補助制度があります。

(3) 公園内等の水飲み場、時計塔、噴水、遊具及びゲートボール場の整備等

※施設の建設に必要な用地は、学区で確保していただきますので、メニュー助成金を、用地の取得または借用の費用に充てることはできません。

5. 要望のとりまとめ

実施にあたっては、区政協力委員、小学校PTA、沿線の町内会、子供会、老人クラブ、その他沿線の各種団体等の代表者で構成する検討委員会を設置していただきます。検討委員を選出された場合は、公社に検討委員会名簿を提出してください。

書式を10冊ごらん

検討委員会は、沿線の方々の意見が取り入れられるように努め、要望のとりまとめを行っていただきます。要望がとりまとめられた時は、回覧等により学区の方々へ周知を行ってください。

検討委員会は、選定した施設を学区連絡協議会に通知し、公社との手続きは学区連絡協議会の代表者で行っていただきます。

なお、提出書類は公社指定の様式でお願いします。

12

6. 手 続

1) 整備要望書の提出

要望施設を選定したときは、学区連絡協議会の構成員の同意書を添付して整備要望書を公社に提出していただきます。

2) 覚書の締結

学区連絡協議会と公社で、必要な事項を定めた覚書を締結します。

3) 施工業者の選定

整備を行う施工業者等は、学区連絡協議会が選定し、整備に必要な諸手続きも学区連絡協議会で行っていただきます。

4) 実施計画書の提出

学区連絡協議会等は、整備を要望された公共施設等の内容等を記載した実施計画書を、公社に提出していただきます。

5) 完了報告書の提出

学区連絡協議会は、公共施設等の整備が完了したときは、完了報告書を公社に提出していただきます。

6) 完了確認

公社は、現地にて完了確認を行います。

7) 負担金の支払

負担金は、学区連絡協議会からの請求に基づき支払います。

なお、負担金の請求及び受領を、学区連絡協議会から整備を行う施工業者等に委任することで、公社が直接施工業者に支払を行うこともできます。

7. 公共施設等の管理

整備が完了した公共施設等は、学区連絡協議会の管理となり、その管理費用は学区連絡協議会の負担となります。

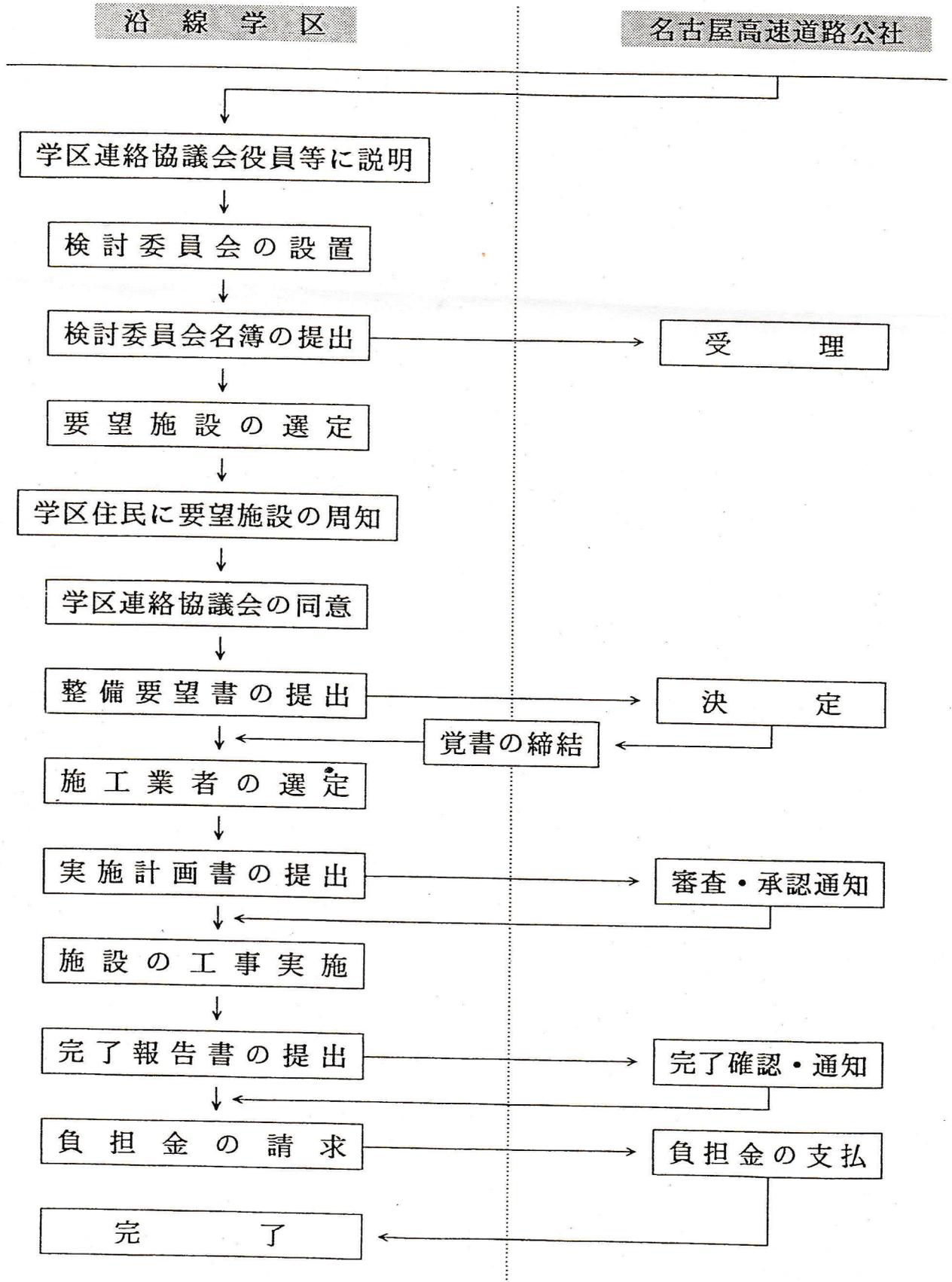
以上メニュー助成の内容についてご説明しましたが、ご質問等がありましたら、公社にご連絡ください。

名古屋市北区清水四丁目17番30号

名古屋高速道路公社 保全部保全第一課

☎ (052) 919-3228

メニュー助成の手続きの流れ



7) 負担金の支払

負担金は、学区連絡協議会からの請求に基づき支払います。

なお、負担金の請求及び受領を、学区連絡協議会から整備を行う施工業者等に委任することで、公社が直接施工業者に支払を行うこともできます。

7. 公共施設等の管理

整備が完了した公共施設等は、学区連絡協議会の管理となり、その管理費用は学区連絡協議会の負担となります。

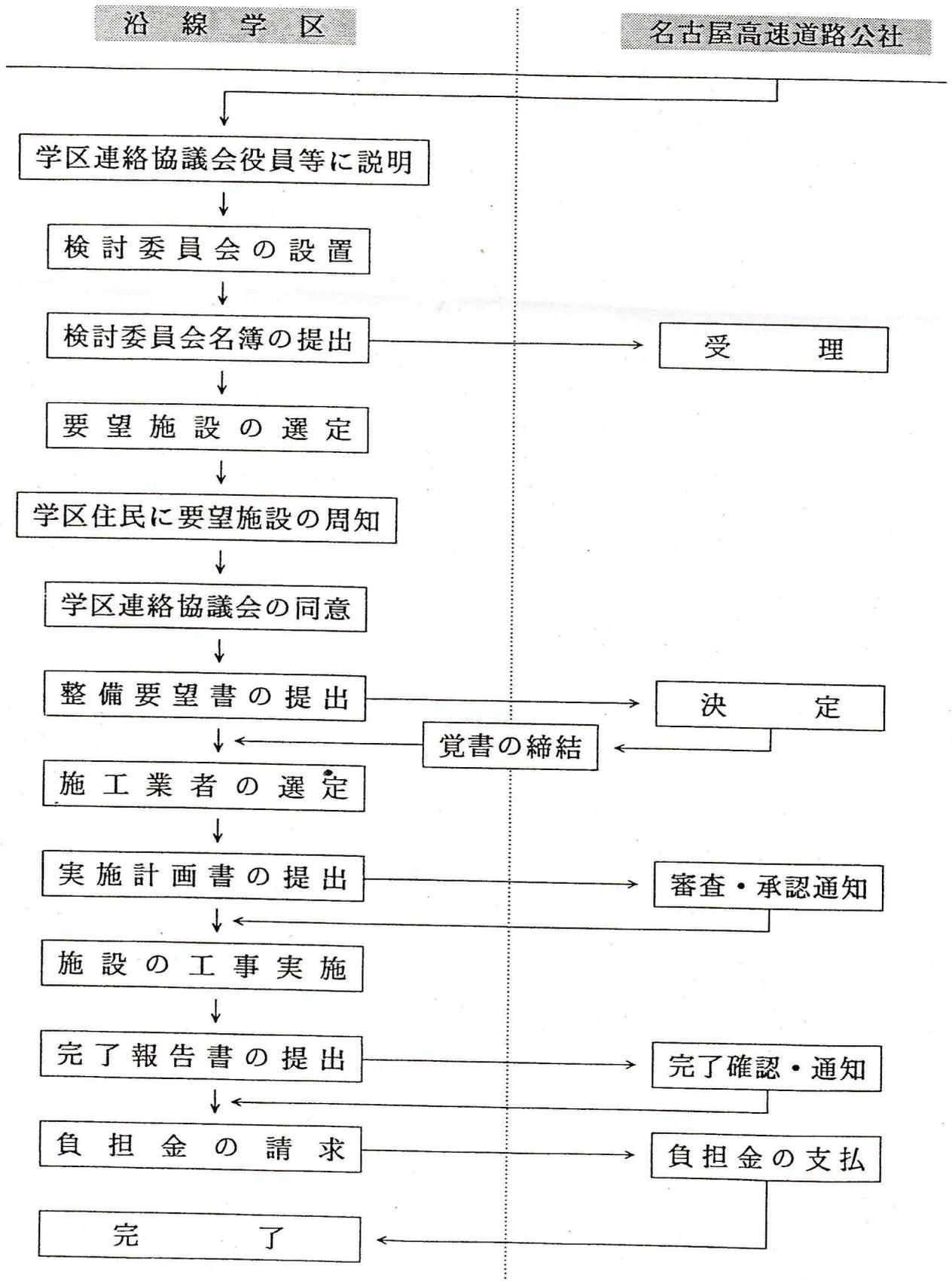
以上メニュー助成の内容についてご説明しましたが、ご質問等がありましたら、公社にご連絡ください。

名古屋市北区清水四丁目17番30号

名古屋高速道路公社 保全部保全第一課

☎ (052) 919-3228

メニュー助成の手続きの流れ



●住民の組織

1. 学区の団体

包括的団体

⑤ 西山学区連絡協議会 ← /月

加入団体

⑥ 区政協力委員会 {自治会長}

民生委員協議会

保健委員会

防火推進協力会

防犯協会

消防団

子ども会育成連絡協議会

老人クラブ連合会

小学校PTA

中学校PTA

日赤奉仕団

2. 学区市民運動組織

町美推進委員会

交通安全推進委員会

青少年育成協議会

自主防災組織(2)

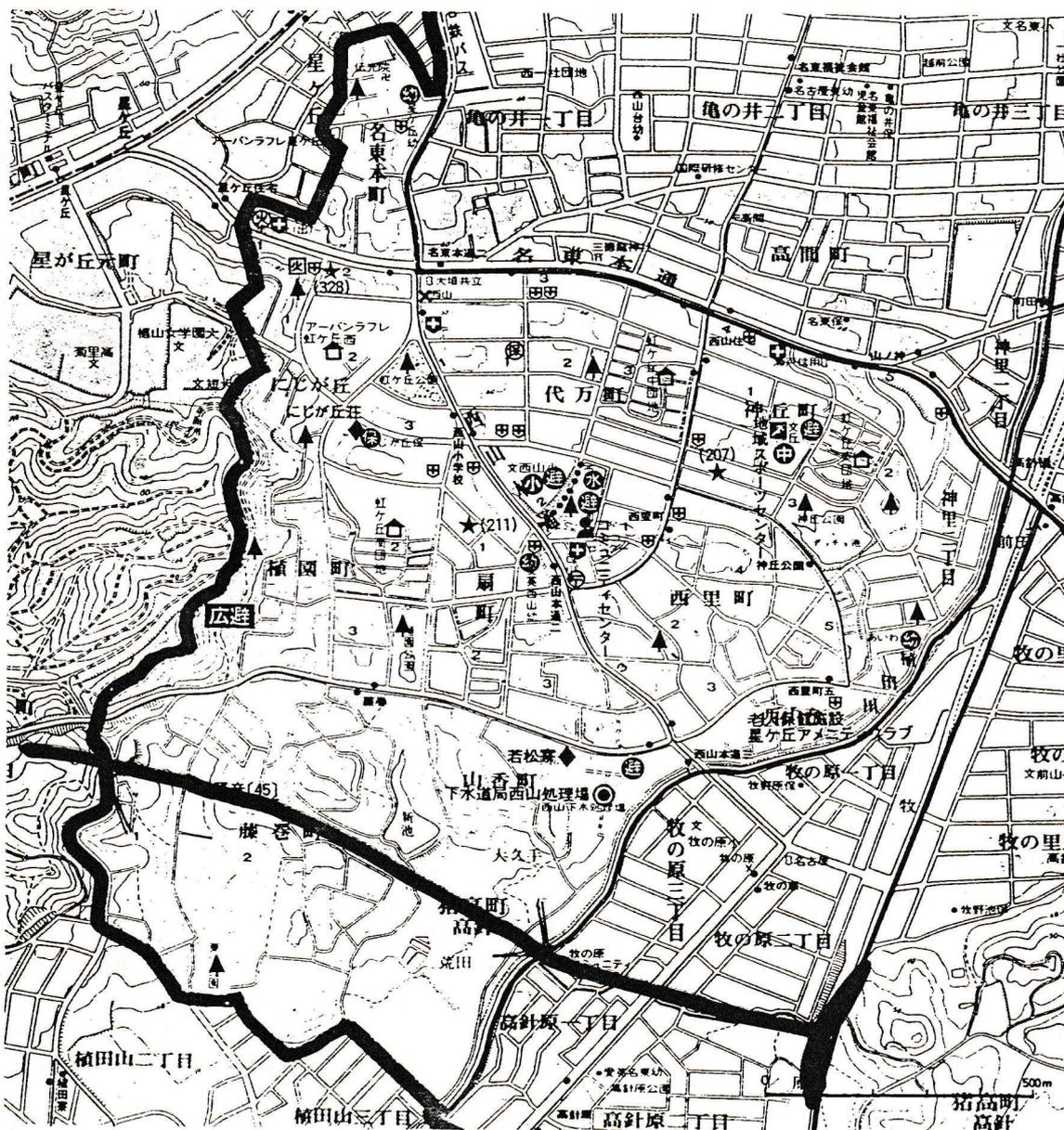
地域福祉推進協議会

名古屋高速道路沿線地域関連公共施設等整備費用負担金

(メニュー助成)

西山学区 23,640,000円

(0.885Km \times 26,720,000円)



名古屋高速道路公社のメニュー助成について

先に、名古屋高速道路公社のメニュー助成を受けて、藤巻町内に集会所を設置することについて、お知らせをし、その後の状況も踏まえて、去る1月30日の臨時総会でご説明申し上げたところではありますが、臨時総会において、集会所設置の是非も含めて町内各位の意向をアンケート調査をしてほしい旨の意見を頂きましたので、別添の公社作成「メニュー助成」しおりの写を参照の上、別紙のアンケートに回答を記入していただき、2月17日までに各組長さんに提出していただくようお願いいたします。

なお、1月30日の臨時総会を欠席された方もおられますので、このメニュー助成についての自治会の今までの取組状況の要点などを次のとおりまとめておきます。

- * このメニュー助成は、名高速が通過する沿線地域を包括する学区に対して、通過する距離に応じて助成されるもので、西山学区に対しは、約2、300万円が助成される予定であります。
- * 学区に対する助成は、直接名高速が通過する沿線地域の方々の意向を踏まえて、学区の検討委員会で取りまとめる仕組みになっております。
- * また、メニュー助成でありますから、公社の定めたメニューの中から希望する公共施設の整備を選んで要望することになります。
- * 藤巻町は、直接の沿線地域でありますから、より大きい額の助成が得られるメニューを選択するという狙いから、自治会として集会所設置を要望したいと、学区に申し入れをし、学区としてもその必要性について理解が得られております。
- * 藤巻町は、学区の南端に位置し、丘陵地にあって交通の便も良くなく、町内会や、組長会など役員会の都度、会場探しに苦勞しており、また、子供会や、祭りの道具などの収納場所の確保も出来、町内の方々が気軽に利用してもらえる集会所が、この助成金で設置できれば、多目的に活用できる有効な施設と思われれます。
- * なお、町内に集会所設置が認められても、学区に対する助成となりますので、設置者は学区となり、学区から藤巻町自治会に運営管理を任される形になる模様です。
- * また、西山学区には、既にコミュニティーセンターが設置されているので、藤巻町の自主的な集会所に位置づけられ、整備費以外の経費は、自前で調達する必要があり、従って、管理運営費は町内で負担することになります。
- * 管理運営費は、運営方法にも依りますが、年額で数万円程度と考えております。このメニュー助成で、町内の集会所を設置した事例があると伺っておりますので、設置するとなれば先進例も参考にしていきたいと考えております。
- * 問題の設置場所は、公有地が借りられない条件の中で、民有地で借用の目処が立った藤巻町3丁目2番地の294を予定しておりますが、利用面で色々ご意見も出ましたので、他に適地があれば比較検討することは出来ると考えております。
- * 西山学区全体のメニュー助成検討委員会で、既に、学区の消防団詰め所と藤巻町集会所設置を平成11年度の事業として、公社に要望書が出されておりますが、藤巻町集会所は、一時保留とされ、平成12年度の事業に先送りされたので、一度立ち止まって検討する時間的な余裕はできました。
- * ただ、学区の検討委員会では、藤巻町内の意見集約を待っている状態であり、また、藤巻町が希望する整備を認めた上で、助成額に余剰が出れば、学区として、他のメニューに充てたいという思惑があるので、なるべく早く町内の意見集約をしなければならぬし、できるだけ大きい額を獲得するよう努力する必要があります。
- * また、学区の検討委員会とのやり取りの中で、集会所設置の場合は、助成額は概ね1、000万円程度必要と話し合ってきた経緯があります。
- * 自治会役員は、このメニュー助成が、当初、平成11年度の事業とされ、学区の検討委員会で承認されなければ実現しないことから、時間との兼ね合いと少しでも藤巻町に有利な助成金を得たいという一念から努力してきたつもりであります。町内の意見集約が十分でなかったことは、誠に申し訳なく、大いに反省いたしております。
- * 今回のアンケート調査の結果は、次の臨時総会で報告いたしますが、もし、集会所設置で賛成が得られれば、その運営方法や管理費の負担方法などについて、町内の皆さんの意見が反映できるよう、集会所設置検討委員会を町内に新たに設け、そこに諮りつつ進めていきたいと考えております。
- * 以上のとおりでありますので、ご検討いただき、アンケート調査にご協力願います。